

北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられます。また、令和3年経済センサス及び令和7年6月分賃金に係る最低賃金基礎調査結果では、2025年10月に最低賃金が65円引き上げられたものの、道内の全労働者216.5万人の内、57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動及び北海道経済にも悪影響を与えかねません。

よって、北海道労働局においては、令和8年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

1. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を引き上げること。
2. 設定する最低賃金は、1で参考とした指標の時間額と同等水準とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月25日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】北海道労働局長